

高齢期の世帯の変容と「身寄り問題」

2024年5月20日

日本福祉大学／みずほリサーチ&テクノロジーズ

藤森 克彦

発表の構成

1. 高齢期の世帯の変容—単身高齢世帯の増加
2. 高齢期に「身寄りがないこと」の問題点
3. 身元保証団体の現状と課題
4. 「身寄り問題」の対応について3つの動き
5. 制度化について検討すべき論点

1. 高齢期の世帯の変容

— 将来推計にみる単身高齢世帯の増加

世帯主65歳以上の家族類型別世帯数の推移

| 年次 | 一般世帯数 (1,000世帯) | | | | | | |
|----------|-----------------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|
| | 総数 | 単独 | 核家族世帯 | | | | その他 |
| | | | 総数 | 夫婦のみ | 夫婦と子 | ひとり親と子 | |
| 世帯主65歳以上 | | | | | | | |
| 2020年 | 20,973 | 7,378 | 11,635 | 6,749 | 2,974 | 1,912 | 1,960 |
| 2025年 | 21,786 | 8,155 | 11,919 | 6,743 | 3,097 | 2,079 | 1,712 |
| 2030年 | 22,396 | 8,870 | 11,893 | 6,614 | 3,093 | 2,186 | 1,632 |
| 2035年 | 23,057 | 9,604 | 11,805 | 6,501 | 3,066 | 2,238 | 1,648 |
| 2040年 | 24,117 | 10,413 | 11,978 | 6,563 | 3,139 | 2,275 | 1,726 |
| 2045年 | 24,312 | 10,751 | 11,842 | 6,510 | 3,116 | 2,216 | 1,718 |
| 2050年 | 24,041 | 10,839 | 11,512 | 6,363 | 3,017 | 2,132 | 1,690 |

1.47倍

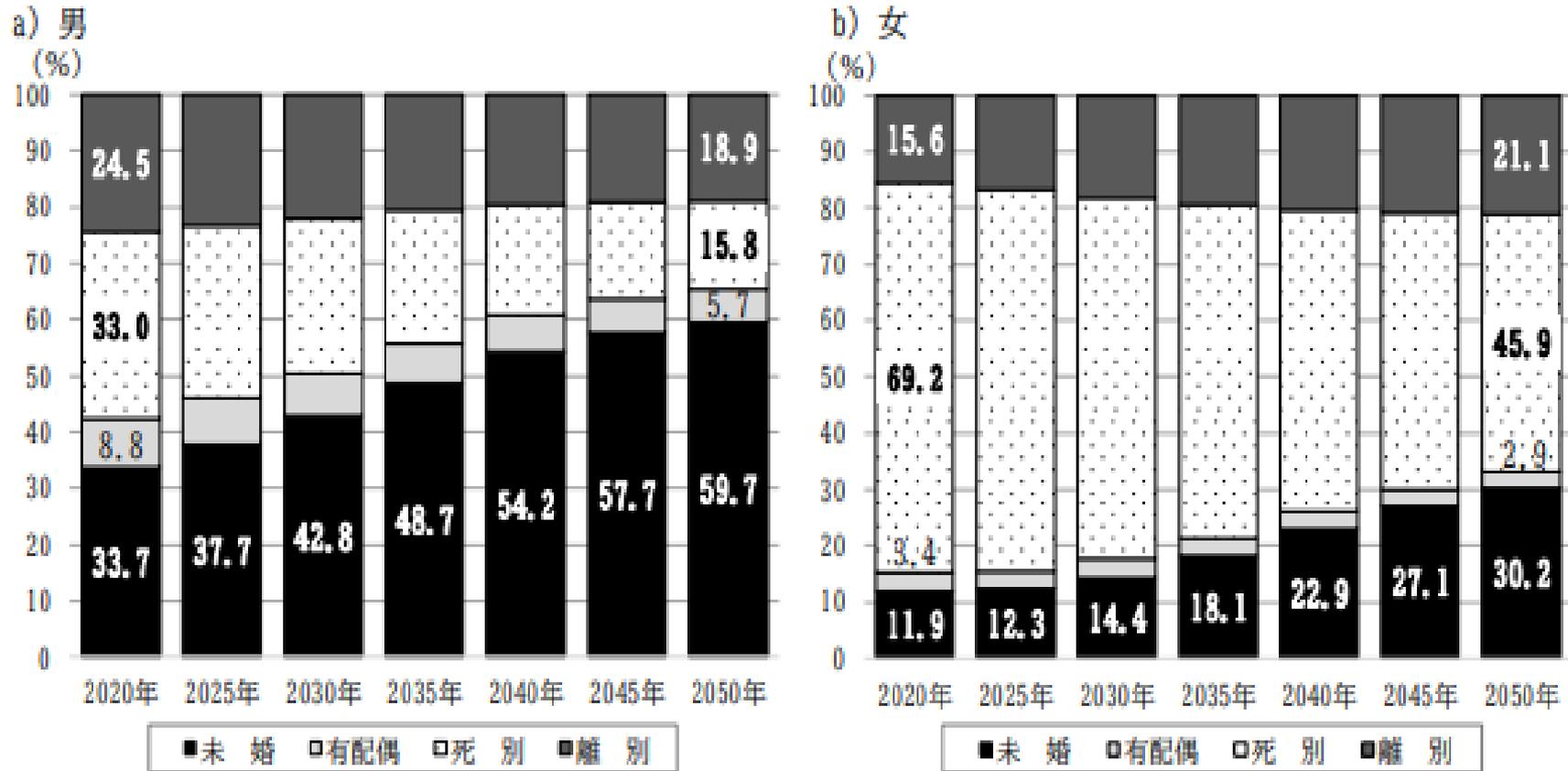
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 (2024) 『日本の世帯数の将来推計 (2024年推計)』 11頁より転載。

男女別にみた各高齢人口別の独居率

| | | (%) | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男 | | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 |
| 男性 | 65歳以上 | 16.4 | 18.3 | 20.3 | 22.3 | 24.2 | 25.4 | 26.1 |
| | 75歳以上 | 14.3 | 16.6 | 18.5 | 20.0 | 21.7 | 23.5 | 24.9 |
| | 85歳以上 | 15.9 | 17.2 | 18.4 | 19.5 | 20.8 | 21.6 | 22.4 |
| 女性 | 65歳以上 | 23.6 | 25.4 | 26.9 | 27.9 | 28.3 | 28.7 | 29.3 |
| | 75歳以上 | 27.7 | 29.1 | 30.2 | 31.0 | 31.3 | 31.5 | 31.8 |
| | 85歳以上 | 27.7 | 30.9 | 32.5 | 33.0 | 32.9 | 32.2 | 32.2 |

注) 2020年は、年齢不詳をあん分した数値である。(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 (2024) 13頁より転載。

65歳以上の単身者(一人暮らし)の配偶関係別割合



リ転載。



- 今後、高齢者で未婚化が進む。
- 「身寄りのない単身高齢者」が、増えていく可能性がある。

2. 高齢期に「身寄りがない」ことの問題点

「身寄りのない人」とは？

■「身寄りがない人」とは(山縣、2019、6参照)

→①～③のいずれかに該当する人

①家族や親類がいない人

②家族や親類がいても、連絡がつかない状況にある人

③家族や親類がいても、支援が得られない人



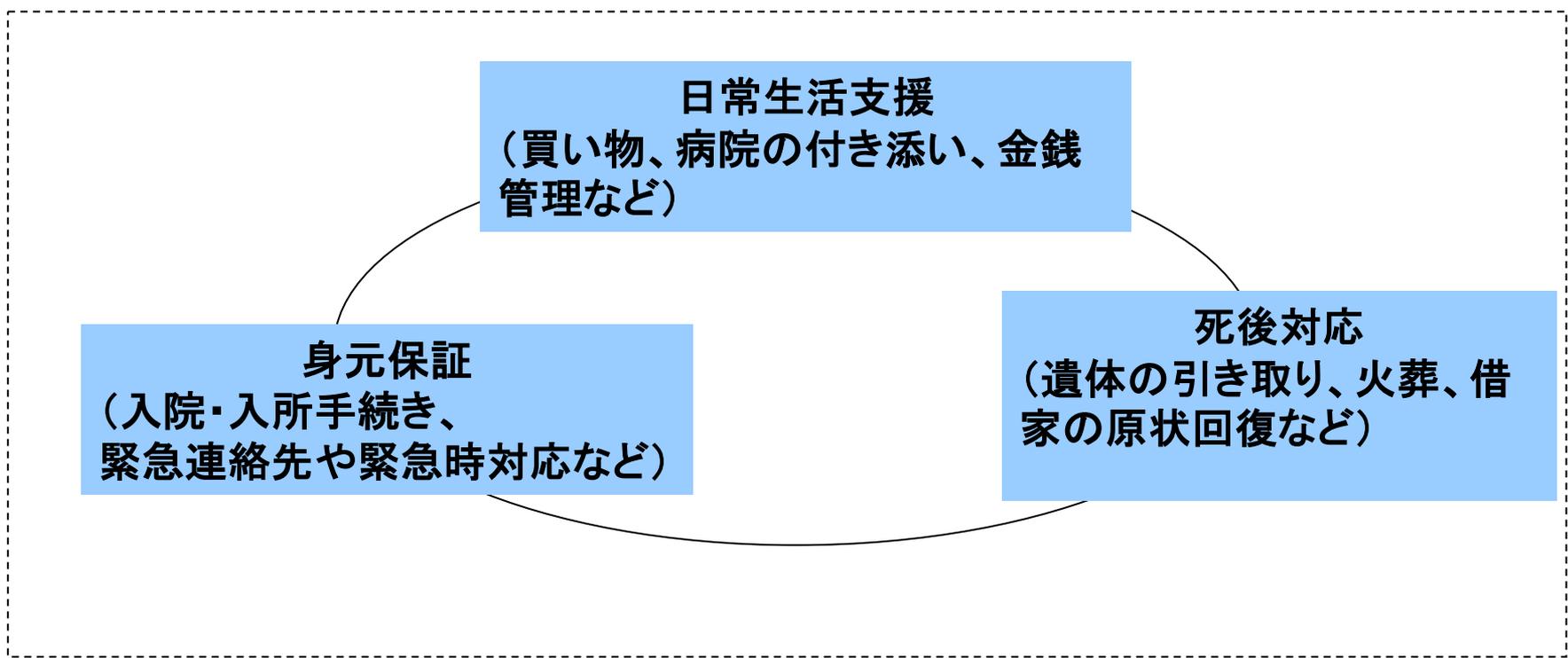
■東海地方の4自治体の地域包括支援センターが行った「単身高齢者支援へ事例(66事例)」を調べると、①が2割、②が3割、③が5割となっていた。②や③の比率が高い。

⇒誰もが、高齢期に「身寄りのない状況」になる可能性がある

(資料) 日本福祉大学 地域ケア研究推進センター編 (2024)、36頁参照。

身寄りのない高齢者における人生の最終段階における課題

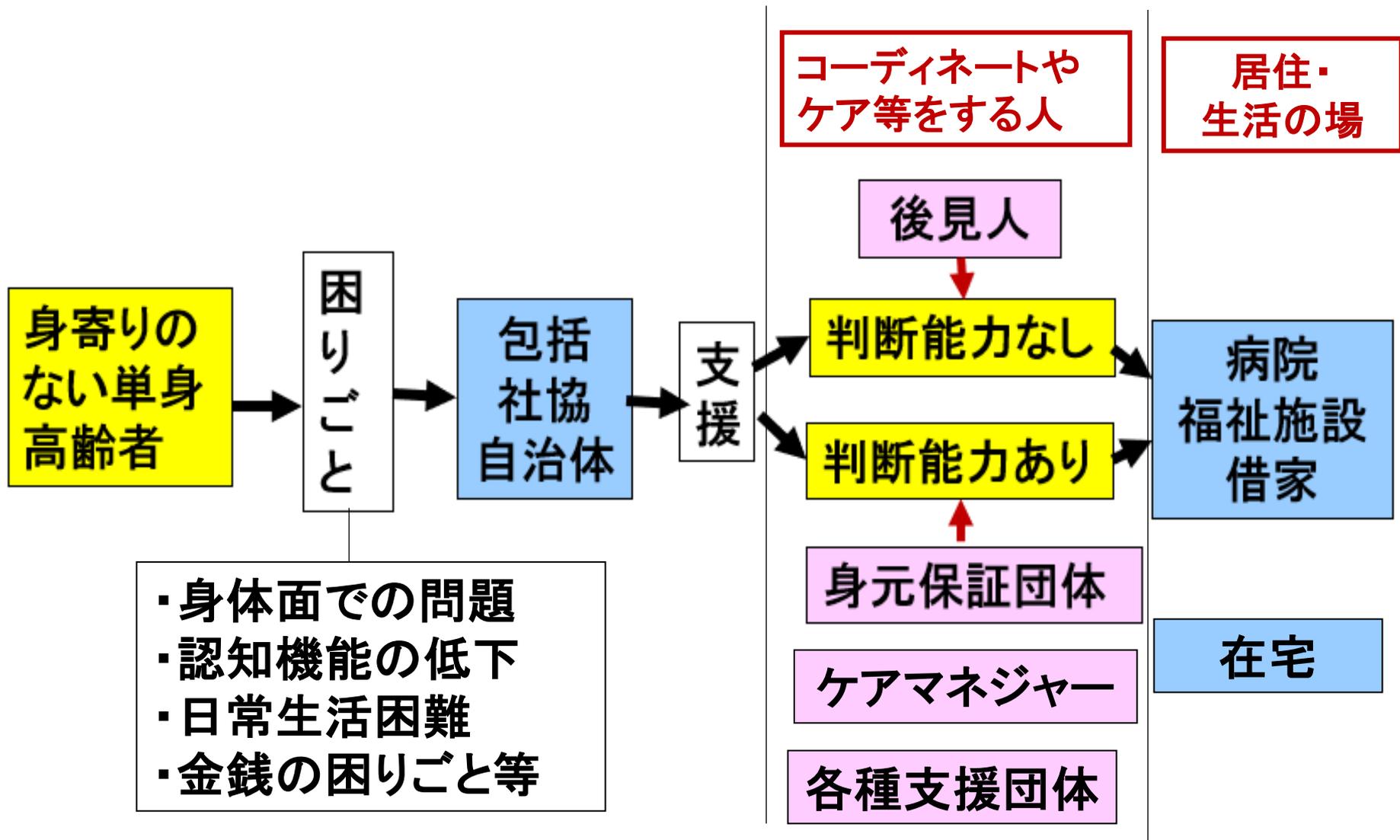
- これまで人生の最終段階で、「日常生活支援」「身元保証」「死後対応」などの支援を必要としたときに、主に同居する家族が対応してきた。
- しかし、身寄りのない高齢者は、支援をする家族がいない。
- 身寄りのない高齢者が、これまで家族が提供してきた支援をいかに確保するかが、課題となる。



(資料)日本福祉大学 地域ケア研究推進センター編(2024:31)、消費者委員会(2017:4)、などを参考に筆者作成。

地域包括支援センターや自治体の支援のパターン

—東海地方の地域包括支援センター等へのヒヤリング調査—



(資料) 日本福祉大学 地域ケア研究推進センター編 (2024)、37頁。

地域包括支援センターによる単身高齢者への支援が終了する場合(56事例)

■ 東海地方の2市2町の地域包括支援センターにおける単身高齢者支援の事例調査の結果。

| コーディネーター等 する人 生活の場 | 地域包括支援センターの支援が終了した事例 | | | | | | 包括による 支援継続 | 合計 |
|------------------------------|----------------------|------------|------------------|----------|----------|-----------|---------------|----|
| | 成年 後見人 等 | 身元保 証団体 | ケアマ ネー ジャー | 本人 死亡 | 本人 転居 | その他 事情 | | |
| 施設 | 4 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 5 | 15 |
| 病院 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 4 |
| 在宅 | 2 | 1 | 18 | 0 | 0 | 0 | 5 | 26 |
| 本人死亡 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 2 | 0 | 10 |
| 不明 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 7 | 4 | 19 | 8 | 3 | 5 | 10 | 56 |

(資料) 日本福祉大学 地域ケア研究推進センター編 (2024)、36頁により転載。

■ 身元保証・死後事務

- ・地域において、「生活の場」の確保（入院、入所、入居）の際に、「身元保証」を求められるが、公的機関が関与できる支援はほとんどない。
- ・死後の残置物処分に対する公的支援も少なく、公的支援があっても高額。
- ・支援者が、守備範囲を超えた支援を提供せざるを得ない状況もある。

■ 日常生活支援

- ・人生の最終段階において、必要となる日常生活支援の範囲も幅広い。
（例）金銭管理支援、ゴミ出し、買い物支援、通院、
入院中に着替え・入れ歯を自宅から持ってくる、電球の交換など。
- ・支援者が守備範囲を超えた支援を提供せざるを得ない状況もある。
- ・時間や手間を要する支援も多い（ごみの処分、死後の残置物の処分、遺族年金受給の書類作成などの公的な手続きなど）。

（資料）日本総合研究所（2024：78-80）や、日本福祉大学編（2024：34-36）、成年後見制度利用促進専門家会議議事録（第3回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ（2024年2月1日）などを参考に筆者作成。

3. 身元保証団体の現状と課題

身元保証団体が広がった背景と課題

■ 身元保証団体数：約100件（2017年）⇒約400以上（2023年）

■ 増加の背景

①医療機関・介護施設からの「身元保証」のニーズ

- ・身元保証人がいないことを理由に、医療やサービス等の提供を拒否することは認められないが、実態としては、身元保証人が求められている。

＜理由＞ 緊急連絡先、入院中に必要な物品の準備、支払い保証・担保、退院支援、遺体・遺品の引き取り など

②身元保証団体の使い勝手の良さ

- ・身元保証団体のサービスは、対象者を限定していない。
- ・料金を払えば、身元保証だけでなく、生活支援、死後対応サービスあり。

■ 身元保証団体の課題

● 料金が高額なため、**低所得者の利用が難しい。**

⇒利用開始時に必要な費用：100万円以上（総務省）

● 本人の**死亡後の契約履行についてチェック機能**がない

● **料金の妥当性に疑問**。消費者被害になりやすい。

● 事業者が**倒産した場合の保証の問題**

● 事業者の提供する**サービス内容等の情報が乏しいこと**

信頼性の担保が乏しい

（資料）総務省行政評価局（2023）『身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査 結果報告書』などを参考に筆者作成。

身元保証団体において提供されるサービスの例

ー「公的介護保険外サービス」とも呼ばれている

| サービスの種類 | サービス内容 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身元保証サービス | <ul style="list-style-type: none">○病院・福祉施設等に入院・入所する際の入院費・施設利用料の保証○賃貸住宅に入居する際の賃料の保証○入院・入所の手続の支援○身元の引受け |
| 日常生活支援サービス | <ul style="list-style-type: none">○緊急時の親族への連絡○買物支援○通院・通所の送迎・付添い○役所・金融機関等の手続の代理○電話・訪問による定期的な安否確認○日常的金銭管理○家の片付け |
| 死後事務サービス | <ul style="list-style-type: none">○病院・福祉施設等の費用の精算代行○遺体の確認・引取り○居室の原状回復○残存家財・遺品の処分○ライフラインの停止手続○葬儀・納骨・法要の支援 |

(資料)消費者委員会(2017)、4頁より転載。

身元保証団体の利用時に要する費用の例

| 費目\事業者 | A事業者 | B事業者 | C事業者 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 実施するサービス | 身元保証、日常生活支援、 死後事務 | 身元保証、日常生活支援、 死後事務 | 身元保証、日常生活支援、 死後事務 |
| 基本料 等 | 基本料金 51.6 万円 (入会金 44 万円を含む。) | 基本契約料金 46.2 万円 遺言書を作らない場合の 基本契約料金 52.8 万円 | 申込金 5 万円 分担金 15 万円 年会費 1.2 万円 |
| 契約手数料 等 | 弁護士費用 12.6 万円 | 公正証書遺言作成 13.2 万円 | 公正証書作成 10 万円 立会人費用 1~2 万円 |
| 身元保証料 | 身元保証支援 19.8 万円 | 身元保証料金 33 万円 | 身元保証 5,000 円/件 緊急連絡先 3,000 円/件 |
| 生活支援費用 | 33 万円 (うち 22 万円は預託金) 22 万円超過分は都度徴収 緊急支援 1.1 万円/4 時間 一般支援 1,100 円/時 | 財産管理 1.65 万円/月 後見サポート 3.3 万円/月 訪問料金 5,500 円/時 お手伝い 5,500 円/時 夜間お手伝い 7,150 円/時 等 | 預託金 20 万円~ サポート費用 2 名 1.5 万円/日 2 名 7,500 円/半日 等 |
| 死後事務費用 | 葬送支援費 (預託) 73 万円 | 要相談 (信託口座に預託) | 50 万円~ (預託金) |

(資料) 総務省行政評価局 (2023) 『身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査 結果報告書』

4. 身寄り問題の対応について3つの動き

- (1) 身元保証団体へのガイドラインの策定
- (2) 地域における支援ガイドラインの策定
- (3) 政府の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」

(1) 身元保証団体へのガイドラインの策定

一 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(主なポイント)(2024年4月)

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明(契約書・重要事項説明書を交付した説明)を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要(後見人にも情報共有が重要)。利用者から前払金(預託金)を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

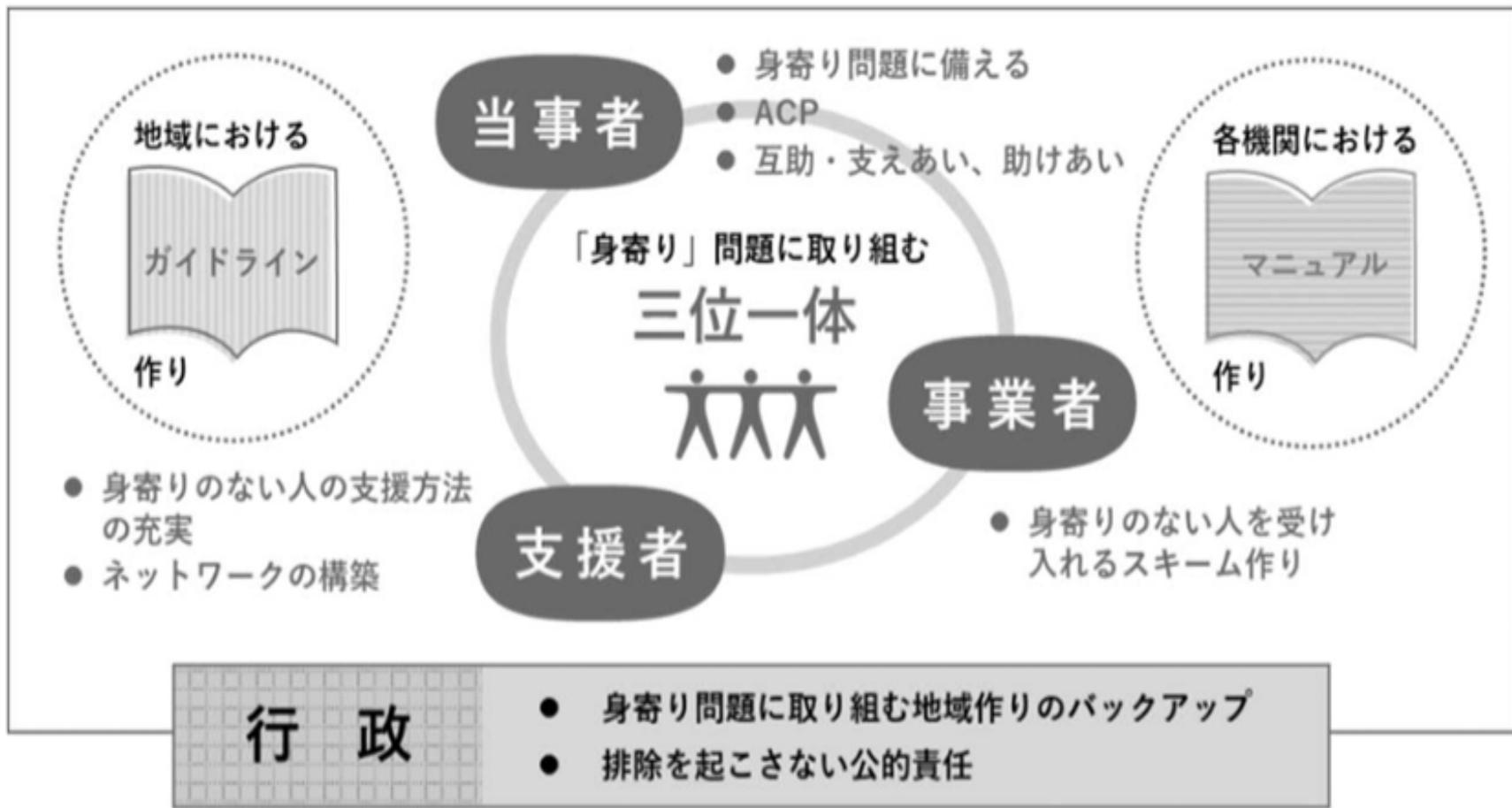
事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

(2) 地域における支援ガイドラインの策定ー任意ー

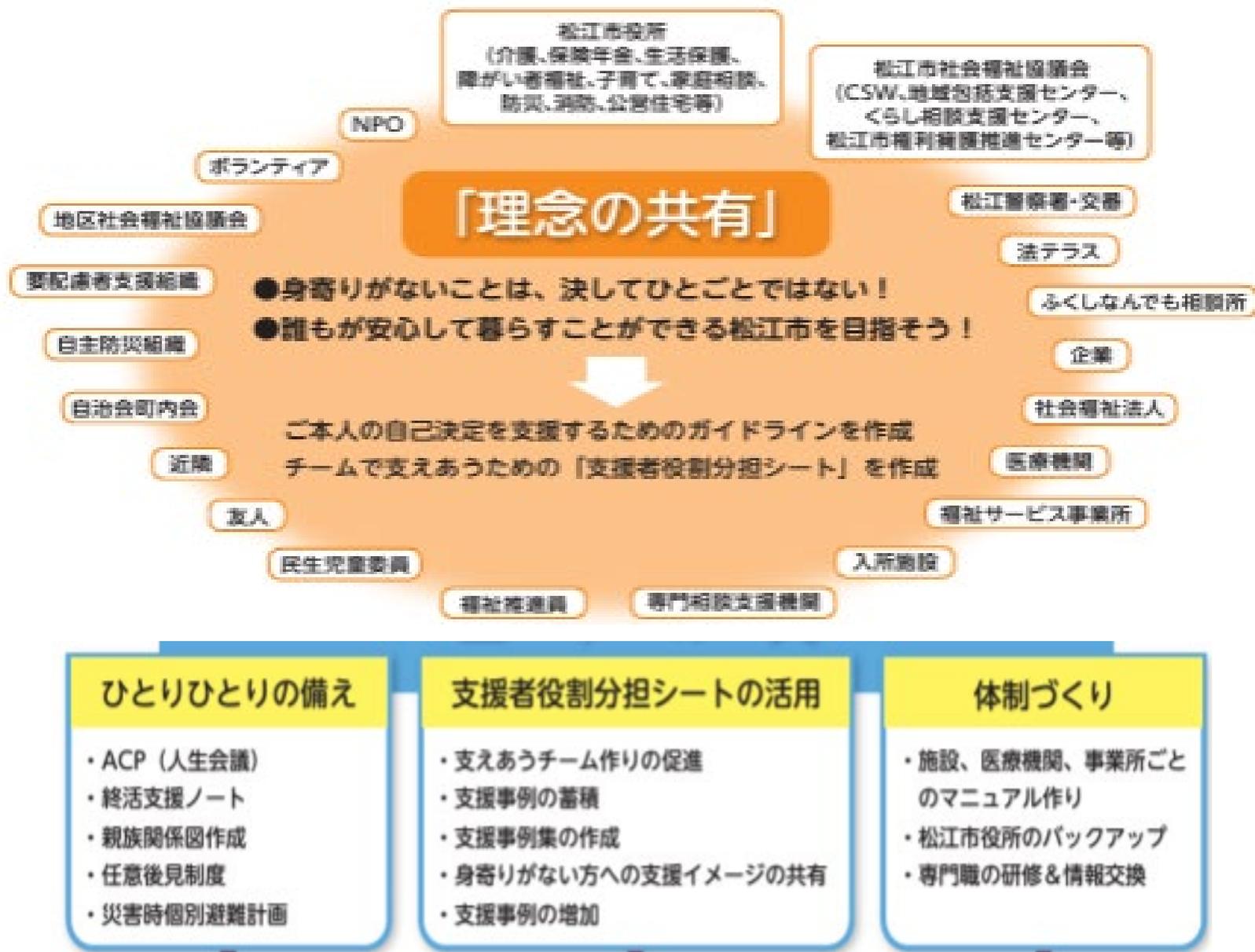
<目的>

- ①身寄りのない人が円滑に医療や介護・福祉サービスが受ける権利を保障。
- ②身寄りのない人への支援をする機関の不安や負担を軽減すること。



(資料)つながる鹿児島(2019)より転載。

(例) 松江市における身寄りがない方への支援への取組み



(3) 政府による新たな「持続可能な権利擁護支援モデル事業」

【実施主体】市町村（委託可） 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円/取組 【補助率】 3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行う【コーディネーターを配置】した相談・調整窓口を整備。



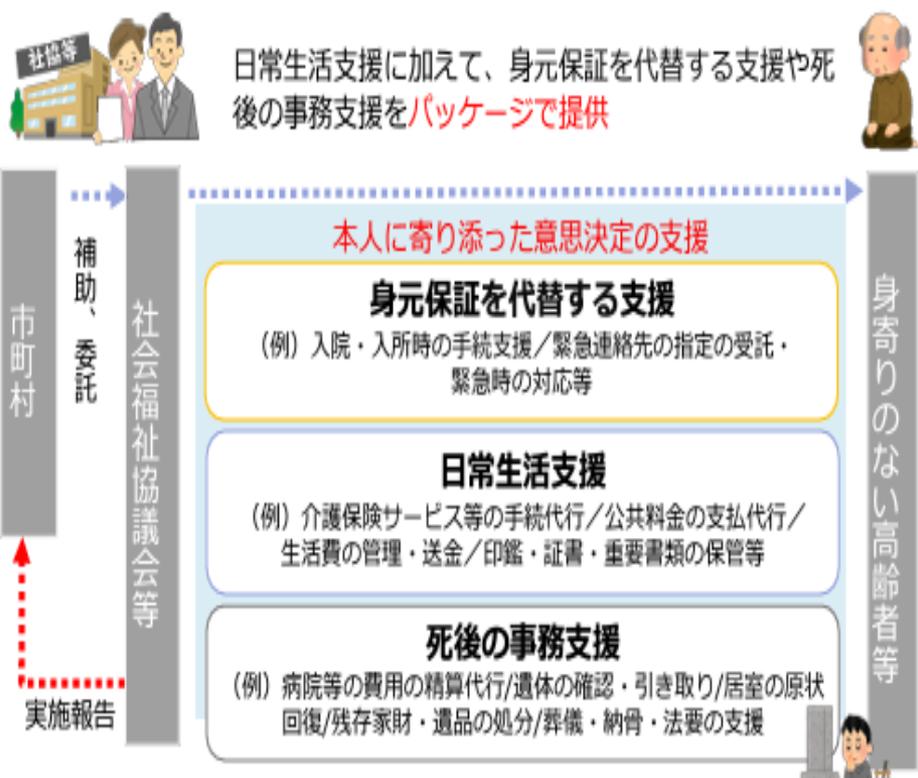
－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

| | | | | |
|--------|------|------|------|-------|
| 入居支援 | 見守り | 法律相談 | 終活支援 | 死後対応 |
| つながり支援 | 生活支援 | 財産管理 | 権利擁護 | 残置物処分 |

家賃債務保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない人や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



(資料) 厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業について」(成年後見制度利用促進専門家会議 (第二期基本計画期間)、2024年2月1日、資料2。

5. 制度化について検討すべき論点

(1) 公的支援が必要か？⇒必要

- ・身寄りのない人にとって、従来家族が行ってきたサービスは、命と暮らしに関わる事項。地域で自分らしく安心して暮らす権利を保障すべき。
- ・判断能力がある身寄りのない高齢者にとって、公的機関の関与が確保された権利擁護の仕組みが乏しい。支援者の守備範囲を超えた支援で対応。
- ・身元保証団体は、低所得者や採算を取れない地域を対象としない。

(2) 公的支援の対象者：全高齢者か、低所得の高齢者のみか？

- ・高齢期に「身寄りがいない状況」になって生活上のリスクが発生することは、資力に拘わらず、全ての人がもつ。全高齢者を対象とすべき。

(3) 財源をどのように確保するか

- ・高齢期に全ての人がもつ生活上リスクに備えるには、社会保険がなじむ。相談機能や日常生活支援などは、介護保険の財源強化を図った上で、介護保険サービスとして対応できないか。
- ・身寄り問題に関連した取り組みは、厚労省、国交省、内閣官房など多機関に関連する。施策の統合や連携強化が図れないか。
- ・負担能力に応じて税・社会保険料を負担して、必要に応じて給付を受ける。 21

(4) サービスの提供体制と内容

A. 包括的な相談窓口: コーディネート機関の必要性

- ・身寄りのない高齢者は、課題が連続して生じることがあるので、分野別でなく、長期に伴走しながら、必要な支援を包括的にコーディネートする役割が重要
- ・地域によって、中心となるコーディネート機関は異なるが、信頼性を確保するために、自治体など公的機関の関与が必要。

(例) 権利擁護支援センター、包括、社協、生活困窮の相談支援機関など。

- ・コーディネートする機関が、様々な支援機関につなぎ、見守る。
- ・権限関係が曖昧な支援は、法律上の整理をする必要。

B. 日常生活支援:

- ・医療や介護の関係機関、民間企業、福祉団体、ボランティアなどが提供。
- ・日常生活に基本的に不可欠な支援を定め、公的責任の下で提供。

C. 身元保証: 必要性の精査。住まいと居住支援

D. 死後事務: 民間保険の活用など工夫の余地

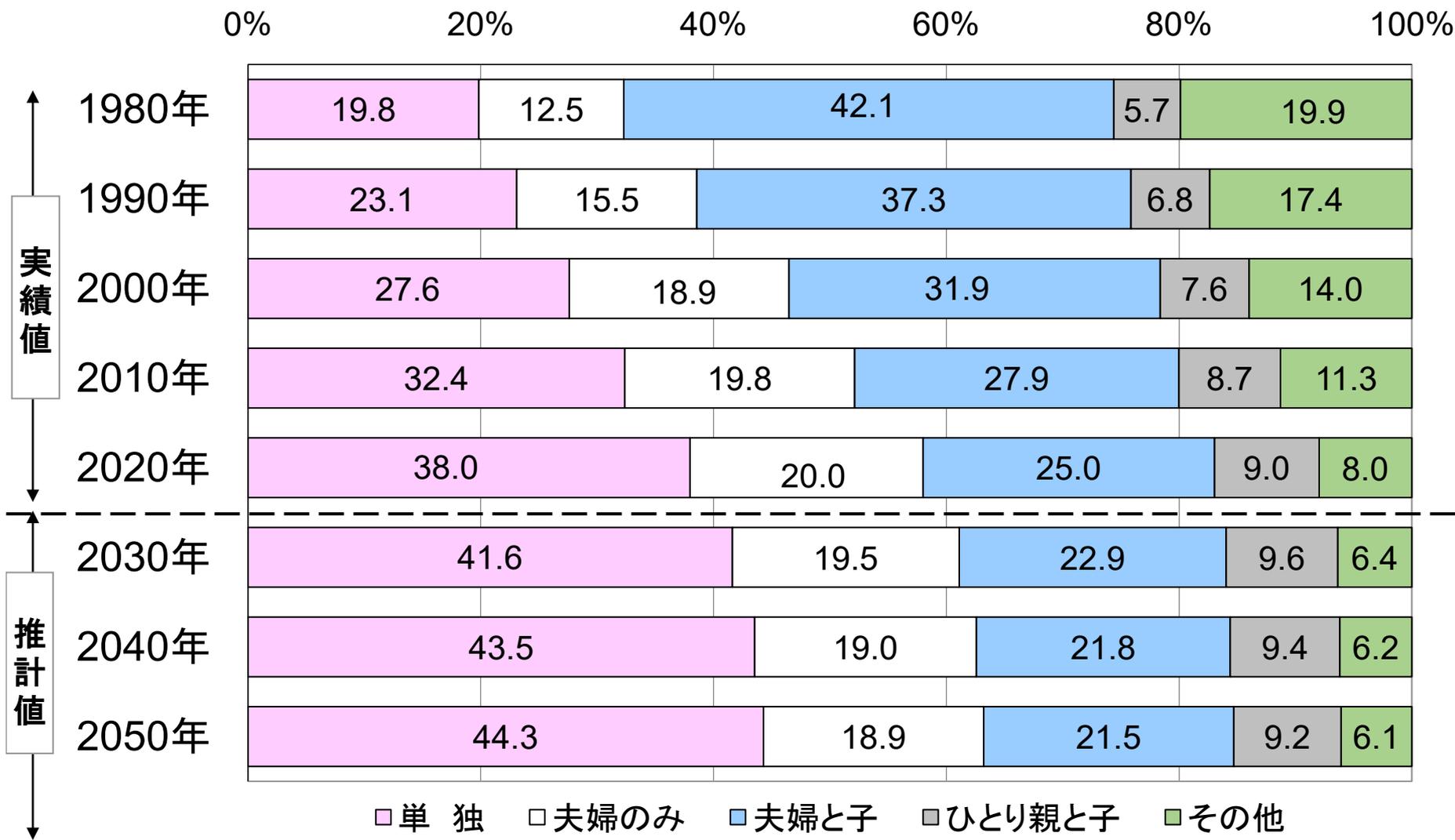
(例) 名古屋市「孤立死・残置物に係る包括的損害保険」

→ 単身高齢者が入居するセーフティネット住宅における死亡事故について大家の損害を補償。保険料は名古屋市が負担。

(5) 居場所作り: インフォーマルな人間関係の構築

ご参考資料

全世帯数に占める世帯類型別割合の推移



(資料) 実績値：総務省『国勢調査』時系列データ、

推計値：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』（2024）に基づき、藤森克彦作成。

世帯類型別にみた社会的孤立の実態(2017年)

(単位: %)

| | | | 会話欠如型 (2週間に1回以下) | 頼れる人 欠如型 | 手助けする相手 欠如型 |
|--------------|---------------|----|---------------------|-------------|----------------|
| 単身世帯 | 高齢 (65+) | 男性 | 14.8 | 11.1 | 17.4 |
| | | 女性 | 5.4 | 4.2 | 9.7 |
| | 非高齢 (0-64) | 男性 | 8.3 | 6.9 | 9.4 |
| | | 女性 | 4.4 | 1.7 | 2.2 |
| 夫婦のみ世帯 | 夫婦とも高齢 | | 2.4 | 1.7 | 3.4 |
| | 夫婦とも非高齢 | | 1.1 | 1.5 | 1.3 |
| 三世代世帯(子どもあり) | | | 0.5 | 0.5 | 2.5 |
| 二世帯世帯(子どもあり) | | | 0.6 | 0.5 | 0.9 |
| ひとり親世帯 | | | 1.8 | 0.4 | 0.5 |
| 総数(平均値) | | | 2.2 | 1.7 | 3.2 |

(注) 「子ども」とは20歳未満の世帯員。網掛け部分は、総数の平均値よりも5%ポイント以上高い箇所。

(資料) みずほリサーチ&テクノロジーズ(2021)『社会的孤立の実態・要因に関する調査分析等研究事業報告書』厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業、29頁に基づき、藤森作成。データは、国立社会保障・人口問題研究所(2018)『2017年 社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査結果の概要』に基づく。

名古屋市における2つの「死後対応」事業の概要

| | なごやかエンディングサポート事業 | あんしんエンディングサポート事業 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業主体 | 名古屋市社会福祉協議会 | 名古屋市 |
| 開始日 | 2021年2月～ | 2022年10月～ |
| 対象者 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 名古屋市内に居住する65歳以上の高齢者(同居者がいる場合は全員が65歳以上であること) 2. 明確な契約能力を有すること 3. 原則、直系卑属(子や孫等)がいないこと 4. 生活保護を受給していないこと 5. 預託金(葬儀・死亡後の債務の支払い及び残存家財処分等:業者見積額等)を納められること 6. 原則、公正証書遺言により遺言執行者を定めていること | <ol style="list-style-type: none"> 1. 名古屋市内に居住する65歳以上で一人暮らし、直系卑属(子・孫など)がいないこと 2. 明確な契約能力を有すること 3. 葬儀・納骨及び自宅の家財処分を行うことができる親族がいないこと 4. 生活保護を受給していないこと 5. 市民税非課税、かつ、預貯金350万円以下で、不動産(現在居住している不動産を除く)を所有していないこと 6. 見守りを受けることに同意すること 7. 契約時に預託金を一括で預託できること 8. 原則、遺言(自筆証書遺言書保管制度の利用または公正証書遺言)により遺言執行者を定めていること |
| 費用 | <ol style="list-style-type: none"> 1 契約時費用:16,500円(税込) 2 年間利用料:年額11,000円(税込) 3 預託金:①と②ともに業者の見積額等 <ol style="list-style-type: none"> ① 葬儀・死亡後の債務の支払い等 ② 残存家財処分等 | 預託金 <ol style="list-style-type: none"> ① 葬儀・納骨:25万円 ② 家財処分:業者の見積額 |
| 支援内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 葬儀・納骨等の実施、死亡後の債務の支払い、死亡に伴う行政官庁等への各種届け、賃貸住宅の残存家財処分・明渡しに伴う諸手続き 2. 見守り・安否確認サービス <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の電話、6か月に1回の訪問による見守り及び安否確認 3. 入退院時等支援サービス | <ol style="list-style-type: none"> 1. 葬儀・納骨の実施 2. 賃貸住宅の家財処分・明渡しに伴う諸手続き <ul style="list-style-type: none"> ・残存家財を家財処分業者が処分 ・賃貸住宅の明渡しに伴う諸手続き 3. 生前の見守り・安否確認サービス <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の電話、6か月に1回の自宅訪問 4. 死亡に伴う行政官庁への届出 5. 公共料金の収受機関等への連絡 |

地域連携ネットワーク

本人、後見人



福祉関係者（介護支援専門員、相談支援専門員等）

家族、親族

介護・福祉サービス事業者

民生委員、ボランティア

医療機関

金融機関

●「チーム」 （日常生活圏域～自治体圏域）

●中核機関が進行管理する 3つの「検討・専門的判断」 （日常生活圏域～自治体圏域）

- ※既存の会議体（地域ケア個別会議等）の活用が可能。
- ※3つの検討のうち、複数の検討を1つの会議体で行うことも可能。
- ※障害・高齢等、複数の会議体に分かれて検討することも可能。

①「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」

②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」

③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等

地域包括支援センター

社会福祉協議会

民間団体・NPO等

医療・福祉関係団体

金融機関

地域関係団体

●「協議会」 （自治体圏域～広域圏域）

- ※中核機関が事務局を担う。
- ※既存の会議（地域ケア推進会議、自立支援協議会、虐待防止ネットワーク会議等）の活用が可能。

家庭裁判所

中核機関

市町村

都道府県

- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

※中核機関は、家庭裁判所との適切な連携を確保する観点から、市町村と一体となって公的業務を担う（都道府県がこれをバックアップする）。

内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

主な参考文献

- 小澤薫、中村健、須貝秀昭（2023）「身寄りのない方に対する地域包括支援センターの取り組みと課題ー新潟県におけるアンケート調査の結果から」（『人間生活学研究』第14号）
- 消費者委員会（2017）「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告」
- 成年後見制度利用促進専門家会議（2024）（第3回総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ、資料2、議事録、2024年2月1日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001200050.pdf>
- つながる鹿児島（2019）「『身寄り』のない生活困窮者に対する支援方法に関する調査研究事業報告書」（平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）。
<https://tsunagaru-k.wixsite.com/tsunagaruk>
- 内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）等（2024）「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）」
- 日本総合研究所（2024）「身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題の実態把握調査報告書」（令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）2024年3月）
- 日本福祉大学 地域ケア研究推進センター編（2024）『「0-100歳の地域包括ケア」への挑戦』大学図書出版、pp.30-67.
- 山縣然太郎（2019）「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班）。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>